

静岡県告示第760号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月27日

静岡県知事 川勝平太

2の(2)のイの表スルガ銀行株式会社本店の項所属の公金収納店の欄中

「スルガ銀行富士鷹岡支店」を 「スルガ銀行富士鷹岡支店
スルガ銀行富士宮支店」 に改める。

2の(2)のウの表スルガ銀行株式会社富士宮支店の項を削る。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社富士鷹岡支店の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------------|-------------|--|--|
| スルガ銀行株式会社富士宮支店 | 富士宮市中央町4番8号 | | |
|----------------|-------------|--|--|

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社横浜弥生台支店の項所在地の欄中「23番地16」を「16番地1」に改める。

2の(3)のエの表株式会社静岡中央銀行御殿場支店の項所在地の欄中「1,980の2」を「1917番地の1」に改め、同表磐田信用金庫豊田支店の項所在地の欄中「森下73番地」を「立野492番地1」に改める。

附 則

この告示は、平成29年11月13日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社横浜弥生台支店の項の改正規定 平成29年10月30日
- (2) 2の(3)のエの表に係る改正規定 平成29年11月6日